

まるとサポートスタンダードプラン利用約款

第1条(適用範囲)

1. まるとサポートスタンダードプラン利用約款(以下「本約款」という)は、本約款に同意した上で、「まるとサポートサービス」(詳細は次条にて定めるものとし、以下「本サービス」という)の利用を申込み、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)がこれを承諾した者(以下「利用者」という)が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に適用される。
2. 本サービスの利用は、当社が別途定めるLINE公式アカウント管理代行サービス利用約款(まるとサポートスタンダードプラン)(以下「管理代行サービス利用約款」という)に定める管理代行サービスを利用者が現に利用していることを前提とし、本約款に定めのない事項は管理代行サービス利用約款が適用され、本約款と管理代行サービス利用約款の定めが矛盾又は抵触する場合は、本約款が優先して適用される。

第2条(本サービス)

1. 当社は、利用者に対し、本サービスとして、次の各号に掲げる、LINEヤフー株式会社(以下「LINEヤフー社」という)が運営するサービス「LINE公式アカウントサービス」(以下「公式アカウントサービス」という)の利用にかかる代行サービスであるまるとサポートサービス(以下「本サービス」という)を提供する。本サービスの詳細はサービス資料等において定める。
 - ① 初回診断及び戦略策定
 - ② 基本情報登録
 - ③ メッセージ配信:クーポン配信、お知らせ等の情報発信及びその設定(画像作成含む)。
 - ④ 月次打合せ
 - ⑤ 分析レポート
2. 当社は、本サービスの申込みをもって、公式アカウントサービスと当社が別途提供するネット予約サービスとの連携を承諾したものとみなし、当社は、公式アカウント内に、ネット予約を可能とするボタンを設置できるものとする。なお、当該連携により、利用者によるネット予約サービスの利用がなされた場合、当該利用に関し、当社が別途定めるぐるなびネット予約利用条件が適用されるものとする。
3. 利用者は、本サービスの内容及び、公式アカウントサービスの内容を前提とするものであり、公式アカウントサービスの内容の変更により、本サービスの内容が変更される可能性があることをあらかじめ承諾するものとし、また、本サービスの改廃及びその詳細について、当社は、当社の裁量により、随時自由に見直すことができるものとする。

第3条(本契約の成立及び条件)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより、本サービスの利用を申し込む。当社は、本申込書の提出をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなす。
2. 当社は、前項の申込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさない場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
3. 本約款に基づく利用希望者と当社との間の契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

第4条(本契約期間)

本契約の有効期間(以下「本契約期間」という)は、本契約が成立した日から有効とし、初回打ち合わせ実施完了日又はLINEプロフィール初期設定完了日(ページ掲出日)のいずれか早いほうの日(以下「サービス開始日」という)から1年間とする。ただし、本契約満了日の30日前までに、一方当事者から他方当事者に対し、当社所定の書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

第5条(本サービスの対価)

1. 本サービスの対価(本約款において以下同じ)は、申込書において定める金額をとする。
2. 利用者は、本サービスの対価を当社が別途定める支払方法により、請求書に記載された支払期日までに当社に支払うものとする。
3. 利用者が当社に支払う金額は、本サービスの対価及び本サービスの対価に対して課される消費税等の税金の合計額とする。
4. 本サービスの対価の支払いにかかる手数料その他費用は、利用者が負担する。
5. 本サービスの対価は、本契約期間の途中で本サービスの利用が終了した場合であっても、本サービスの対価は日割り計算により減額されず、利用者は、月額料金についてはその全額を支払う義務を負う。

第6条(事前手続)

1. 利用者は、本サービスを利用するために必要となる公式アカウントサービスのID及びパスワード、又は権限(以下「利用者アカウント等」という)を、自己の責任で当社に提供する。
2. 前項に基づく利用者アカウント等の提供に起因し又はこれに関連して、当社又は利用者及LINEヤフー社との間で紛争が生じた場合(ただし、当該紛争が当社のみ責任に帰すべき事由によって生じた場合を除く)、利用者は当社を免責し、自らの責任と負担において当該紛争を解決する責任を負う。
3. 前二項のほか、利用者は本サービスの提供を受けるために必要となる諸手続に協力するものとする。
4. 利用者が当社に対し、利用者アカウント等を提供しない場合、当社は利用者に対して本サービスを提供することができず、本契約は当然に終了する。

第7条(本サービスの提供条件)

- 当社は、利用者が次の各号の一に該当すると判断した場合、当該事項が解消されるまでの間、利用者に対し本サービスの提供を停止できる。なお、この場合であっても、利用者は、本サービスの利用料金を支払う義務を免れない。
- (1) 当社が提供する各種サービス(本サービスを含むがこれに限られない)の利用にかかる対価の支払いを怠っている場合
 - (2) 利用者による公式アカウントサービスの利用が停止されている場合
 - (3) 利用者が本約款に違反した場合

第8条(保証)

利用者は、当社に対し次の各号に掲げる事項を保証する。

- (1) 本サービスの利用の過程で当社に提供した事項につき、以下に該当するものが含まれていないこと
 - ① 事実と異なる情報又は真実性が疑わしい情報
 - ② 性的好奇心を煽るような情報又はグロテスクな情報その他ユーザーに不快感を与える情報
 - ③ 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を助長する情報
 - ④ 上記のほか、当社が別途禁止する事項
- (2) 当社に提供した写真画像が第三者のいかなる権利(著作権、肖像権、商標権、パブリシティ権等を含むがこれらに限られない)をも侵害しないこと

第9条(知的財産権等)

1. 本サービスの提供において生じた成果物(当社が制作した文章、画像その他の制作物を含むがこれらに限られない)の著作権は、当社に帰属する。ただし、当該成果物に、利用者が著作権その他の権利を有する素材(写真画像、説明文等を含むがこれらに限られない)が含まれる場合、当該素材にかかる権利は利用者に帰属する。
2. 当社が制作したレポートにかかる権利は当社に帰属し、利用者は当社の事前の承諾なく、当該レポートを社内利用の範囲を超えて利用してはならないものとする。
3. 当社は、本サービスの提供のために必要な範囲において、利用者の商号、商標・ロゴマークを使用することができる。

第10条(賠償)

1. 本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因し又はこれに関連して、当社が利用者又は指定店舗運営者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実に発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られ、かつ、以下の各号のいずれにも該当する額を上限とする。但し、当社に故意又は重大過失がある場合はこの限りではない。
 - (1) 損害の発生に直接の原因となった個別サービスの対価の額(当該対価が年額の対価として定められている場合はその対価の1/2に相当する額)
 - (2) 前号の個別サービスが複数の指定店舗を対象として提供されていた場合、当該個別サービスの対価のうち損害の発生した指定店舗にかかる対価の額
2. 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用される。

第11条(利用者による本契約の終了)

利用者は、本契約期間中においても、当社所定の方法に従い、利用者が希望する解約日(以下「解約希望日」という)の1ヶ月前までに当社に対し本契約を終了させる旨の通知を行うことにより、解約希望日をもって本契約を終了させることができる。但し、解約希望日までに当社の解約手続が完了しない場合は、解約手続の完了日をもって本契約は終了する。

第12条(当社による本契約の終了)

1. 当社は、本契約期間中においても、利用者に対し書面又は電子メールにより通知を行うことにより、当該通知の到達日をもって、本契約を終了させることができる。
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに終了させることができるほか、本サービスの提供を停止し、利用者情報を当社のサーバーから削除することができる。この場合、利用者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の終了は、利用者に対する損害賠償の請求を妨げない。
 - (1) 利用者が本約款に違反した場合
 - (2) 終了事由の如何を問わず、利用者が公式アカウントサービス又当社が別途提供するLINE管理代行サービスの利用を終了した場合
 - (3) 利用者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は加盟後審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合
 - (4) 利用者又は指定店舗運営者が飲食店その他の営業の停止又は廃止をした場合
 - (5) 利用者又は指定店舗運営者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
 - (6) 利用者又は指定店舗運営者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
 - (7) 利用者が住所変更の届出を怠る等利用者の責に帰すべき事由によって利用者の所在が不明となった場合
 - (8) 利用者が仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始もしくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
 - (9) 利用者が支払を停止し、又は電子交換所から取引停止処分を受けた場合
 - (10) 利用者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (11) 前3号のほか、利用者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
 - (12) 利用者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
 - (13) 利用者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
 - (14) 利用者の責めに帰すべき事由により、相当期間経過後も当社が本サービスを

提供することができない場合

- (15) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
- (16) その他利用者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合

第 13 条(キャンセル料)

1. 本サービスの申込後に本サービス開始日までに、利用者が本サービスの利用をキャンセル又は第 11 条若しくは第 12 条第 2 項の定めにより本サービスの利用を終了した場合、利用者は、当社に対し、キャンセル料として、表面に記載された金額(月額対価に相当する金額)を当社が別途定める方法により直ちに支払う。
2. 当社が別途提供する所定のレストラン掲載サービスを利用していない利用者の場合、本サービスの申込後に、利用者が本サービスの利用をキャンセル又は第 11 条若しくは第 12 条第 2 項の定めにより本サービスの利用を終了した場合、利用者は、当社に対し、キャンセル料として、申込書表面に記載された金額(初期設定費に相当する金額)を当社が別途定める方法により直ちに支払う。
3. 本条に定めるキャンセル料は、利用者が支払うべき損害賠償額の上限を定めたものではなく、利用者が当社に損害を与えた場合、利用者は、違約金の支払いに加え、当社に発生した全ての損害を賠償しなければならない。

第 14 条(違約金)

1. 本サービス開始日から6ヶ月以内に第 11 条又は第 12 条第2項の定めにより本サービスの利用が終了した場合、利用者は、当社に対し、違約金として、本サービスの年間の対価の 1/2 に相当する額から、当該終了までの期間に応じた割合の対価の額(年間の本サービスの対価の額を 12 で除して得た額に本サービス開始日を含む月から当該終了日を含む月までの月数を乗じて得た額をいう)を控除した額に相当する金銭を当社が別途定める方法により直ちに支払う。
2. 前項に定める違約金は、利用者が支払うべき損害賠償額の上限を定めたものではなく、利用者が当社に損害を与えた場合、利用者は、違約金の支払いに加え、当社に発生した全ての損害を賠償しなければならない。

制定日 2025 年 6 月 30 日